

## 名古屋市指定特定非営利活動法人審査会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市指定特定非営利活動法人の指定の基準等に関する条例（平成27年条例第43号）第26条の規定に基づき、名古屋市指定特定非営利活動法人審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### (招集)

第2条 審査会の会長は、市長から諮問を受けたときは、速やかに会議を招集するものとする。

### (除斥)

第3条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、対象となる特定非営利活動法人の審査に係る議事に加わることができない。

- (1) 当該法人において、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する役員に就任しているとき
- (2) その他当該法人と特別な関係があり、公正な審議が妨げられると認められるとき

### (守秘義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (会議)

第5条 審査会の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、非公開とする。

- (1) 特定非営利活動法人に係る審査を行うとき
- (2) 公開することにより審査の公正性を損なうおそれがあるとき
- (3) その他審査会が必要と認めるとき

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。